

令和5年度愛媛県 ICT 機器導入促進事業費補助金の公募について

1 目的

愛媛県が ICT 機器を導入する県内の介護サービス事業者に対し、経費の一部を助成することにより、介護業務の効率化につながる ICT 導入を支援し、もって、介護職員の身体的・心理的負担を軽減し、離職防止や職場定着を図る。

2 補助事業の概要

(1)補助対象者…愛媛県内に所在する**介護サービス事業者を運営又は開設する者**（介護サービス事業者の指定又は許可を受けた者）で、**独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「一つ星」または「二つ星」のいずれかを宣言する者。**

(2)補助対象機器…次の **ア、イ、ウ** それぞれの要件を満たす機器

ア ソフトウェアに係る要件	介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しないこと）で行うことが可能となっているものであること。
イ ハードウェアに係る要件	タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど ICT 技術を活用したものであること。
ウ Wi-Fi 環境整備に係る要件	ア又はイの機器を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーター等、Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器。

※ハードウェアのみを補助対象とする場合、既に介護ソフトによって記録業務等が一気通貫であることが必要

(3)補助率及び補助限度額等

①**補助率**…次の要件のいずれかを満たす場合は **3/4**、それ以外は **1/2**

- ・LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供すること。
- ・ケアプランデータ連携システム等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力された CSV ファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行うこと。
- ・機器の導入により、書類半減を実現できること。

②**補助限度額**…以下の表の**職員数**に応じた金額

職員数	補助限度額
1名以上 10名以下	1,000,000 円
11名以上 20名以下	1,600,000 円
21名以上 30名以下	2,000,000 円
31名以上	2,600,000 円

※職員数については、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICT の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入しても差し支えない。申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）、管理者や生活相談員等の職員については、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

○ **対象経費**・・・次に掲げる購入費、リース又はレンタル等に要する費用

タブレット端末・スマートフォン・インカム等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入にあたっての職員のスキルアップ研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費

※ICT導入計画一計画につき、1回の補助（他の補助金等との重複交付は不可）

※リース又はレンタルの場合は、令和5年度分のリース又はレンタル料を限度とします。

3 申請にあたっての留意事項（※詳細は、実施要領第3条を参照）

○ **県の交付決定前に発注・購入した機器については、補助対象外とします。**

○持ち運びを前提にせず、事務所に置くパソコンやプリンター等の端末は補助対象外とします。

○ICT機器導入に伴う付属品（ペンシルやケース等）は、補助対象外とします。

4 補助金交付申請の受付期間申請受付・交付決定など

令和5年8月3日（木）～令和5年9月1日（金）（当日消印有効）

○受付期間終了後に、申請内容を審査した上で交付を決定。（先着順ではありません）

○申請書等は、愛媛県ホームページに様式と記載例を掲載しておりますので、ダウンロードしてください。

※予算の範囲内で交付を決定しますので、全ての要望にお応えできないこともあります。

【県ホームページ URL】

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/ictjojokin5.html>

【申請提出先・問い合わせ先】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課
長寿政策係
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2446（直通）
FAX 089-935-8075

